

### 大船渡市総合計画 2021 策定方針

#### 1 策定の趣旨

当市においては、東日本大震災以前からの人口減少や少子高齢化の進行、情報化・国際化の進展、地球的規模の環境問題などへの対応が求められている一方、市民の価値観の多様化や日常生活における安全・安心の確保へのニーズが高まっており、これらにいかに対応するかが課題となっている。また、平成 27 年の国連サミットで採択された「SDGs」（持続可能な開発目標）の推進や、超スマート社会「Society5.0」の実現、新型コロナウイルス感染症との共生社会への対応など、新たな視点での取組が必要となってきた。

特に生産年齢（15～64 歳）人口の減少が続き、地域経済の低迷が懸念される中で、地域資源を最大限に活用しながら活力を生み出し、持続可能な地域社会を構築することが急務である。

震災以降、大船渡市復興計画に基づき、各種の復興事業を進めてきたが、復興計画期間の最終年度である令和 2 年度を迎え、「復興の総仕上げ」に向けて、人口の減少・高齢化に対応し得る地域力の向上を図るとともに、地域産業の活性化により市民所得の向上を図り、少子化に歯止めをかけるべく、具体的取組を連動させながら各種施策に取り組んでいる。豊かな地域社会の実現のためには、単に従前の状態や水準に戻すだけにとどまらず、生産性の向上や当市への人やモノの流れの促進など持続的に発展できる新たな枠組みを構築する必要がある。

これらのことから、長期的な視点に立ち、当市を取り巻く諸情勢に的確に対応しながら、震災以前、または震災後に生じた様々な地域課題を克服し、持続可能で自立した地域社会を創るためのまちづくりの指針として、新たに「大船渡市総合計画 2021」を策定するものである。

#### 2 策定にあたっての基本的な視点

市総合計画の策定にあたっては、行政経営の品質向上を目指し、役割や意図を明確にする戦略計画としての精度を高め、市民を始め、産業界・地区運営組織・各種団体等の共通のビジョン・目標として機能することを基本として、概ね次の方向で策定する。

##### (1) 施策の見直し（再編・統合）

多様な主体が共有・協働できる将来指針の役割を担うものとして策定することとし、多面的な産業展開や、都市機能の維持に向けたコンパクトな拠点形成、人口の将来展望に対応するための重層的な取組など、社会経済状況の変化を踏まえ、適宜、施策の見直し（再編・統合等）を図る。

また、第 2 期大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和 2 年度から 6 年度まで）については、現行と同様、市総合計画基本構想において「重点プロジェクト」に位置付ける。

(2) 市復興計画に基づく復興事業の検証成果の継承と反映

令和2年度を最終年次とする市復興計画に基づき、250超の復旧・復興事業が実施されてきたが、事業の検証成果を継承しながら、計画に反映させる。

### 3 計画の構成及び計画期間

市総合計画は、市民の意識やニーズに的確に対応し、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、当市の将来像やまちづくりの目標を明確にし、市民と行政が共通の認識と理念を持ち、その目標の実現に向かって行動する基本的指針を示すもので、次のとおり基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(1) 基本構想

- 長期的な視点に立って、当市の将来のあるべき姿を展望し、その実現に向けた施策の大綱を示すものである。
- 計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

(2) 基本計画

- 基本構想に基づいて、その実現に向けた具体的な行政施策の体系及び内容を示すものである。
- 計画期間は前期と後期を区分して各5年間とし、今回は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする前期基本計画を策定する。

(3) 実施計画

- 基本計画で定められた事項について、その実現に向けた財政計画及び年度計画を示すものである。
- 計画期間は3年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行う。

### 4 策定体制

市民ニーズを適切に把握し、計画案に反映させながら、円滑に策定作業を進めるため、別紙の体制で取り組むこととする。

(1) 庁内体制の整備

① 大船渡市総合計画策定委員会

- ・ 副市長、教育長及び各部長級職員で構成し、委員長は副市長が務める。
- ・ 基本構想案及び前期基本計画案の作成並びに庁内調整を行う。

② 大船渡市総合計画策定委員会専門部会

- ・ 策定委員会の中に、現行の施策の大綱を基本とする7つの専門部会を設け、それぞれ関係する担当課長級職員で構成する。

- ・ 専門事項の調査研究、基本構想見直し案及び前期基本計画案の作成にあたる。

## (2) 市民ニーズの把握

市民の多様なニーズを計画に反映させるため、次について取り組む。

### ① 市民意識調査の実施

毎年度2月から3月にかけて、行政評価の一環として実施される市民意識調査のうち、事務事業の達成度測定項目や、市民意識の経年比較項目の調査結果を活用する。

### ② 市政懇談会（地区別、分野別）等の開催

市内各地区の住民を対象とした懇談会を開催する。また、子育て、商工業・観光、農林水産業、まちづくりなど各分野で活躍している方々や、次代を担う年齢層の方々（高校生）を対象としたグループインタビューを実施する。

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況等を見ながら、開催方法や意見聴取の方法等を調整する。

### ③ パブリックコメントの実施

計画策定過程において、市民などに対して計画素案を公表して意見を求める。

### ④ 各種市民提言の受付

市政モニターをはじめ、市民提言箱、市の広報やホームページなどで広く市民から意見・提言を求める。

### ⑤ その他

市の広報やホームページに計画策定の経過を公表し、市民意識の高揚を図る。

## (3) 大船渡市総合計画審議会の開催

当審議会は、大船渡市総合計画審議会条例に基づく市長の諮問機関であり、大所高所から基本構想案及び前期基本計画案について審議する。

## (4) 市議会への説明

策定の過程で、市議会全員協議会において基本構想案及び前期基本計画案を説明して意見・提言をうかがう。

## 5 その他

### (1) 行政評価体系の見直し

総合計画の施策体系の見直し（再編・統合等）に伴い、行政評価体系の見直しも行う。評価に関する基本的な考え方は継承しながら、施策、基本事業、事務事業の各階層での評価方法について、計画全体のマネジメントと連動させながら、必要に応じて評価対象の絞り込みを行う。